

大阪市における建築物の建築に係る整備基準早見表

【この早見表について】

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する移動等円滑化基準のチェックリストの項目を、その建築物の利用者別に整理した大阪府作成の早見表に、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱で規定する基準の項目を追加したものです。(各項目の詳しい規定等は、条文を参照してください。)

- [A] 不特定多数利用 (例:物販店、病院、老人デイサービスセンター等)
- [B] 多数利用 ※C及びDを除く (例:共同住宅等)
- [C] 主として高齢者、障がい者等が利用 ※Dを除く (例:老人ホーム等)
- [D] 主として視覚障がい者が利用 (例:視覚支援学校等)

- :バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する基準の項目
- :大阪市の要綱で規定する基準の項目
- 解説掲載頁〇〇〇〇:国土交通省建築設計標準R3年3月版の頁
- 解説掲載頁P〇〇〇:大阪府条例逐条解説R2年8月版の頁

＜国土交通省HP＞国土交通省ホーム＞政策・仕事＞住宅・建築＞建築＞建築物におけるバリアフリーについて
 ＜大阪府HP＞大阪府ホーム＞暮らし・住まい・まちづくり＞建設・まちづくり＞おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり＞大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説

基準	用途	ただし書の有無	解説掲載頁	不特定多数利用	多数利用	主として高齢者、障がい者等が利用		
				(A)	(B)	(C)	(D)	
一般基準	廊下等 (政令第11条) (条例第14条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		P21	●	●	●	●
		②点状ブロック等の敷設 (階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分) ※1	○	"	●	-	-	●
		②-1 点状ブロック等の敷設 (階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分)	○		●	●	●	●
	(要綱別表第2イ④)	③手すりを設けているか (条例第14条第二号に定める特別特定建築物に限る)		P21	注1			
		③-1 手すりを設けているか			注1、注5、保健所及び税務署等			
	階段 (要綱別表第2ウ⑨) (要綱別表第2ウ④、⑤ウ) (要綱別表第2ウ⑤) (政令第12条) (条例第15条)	①手すりを設けているか (踊場を除く)		P24	●	●	●	●
		①-1 高さ80cm程度で、できるだけ連続させているか		2-238	●	●	●	●
		①-2 手すりの昇り口、降り口の点字表示があるか	○	2-238	●	●	●	●
		①-3 両側手すりを設けているか(エレベーターのない右記の用途に限る)			注5、保健所及び税務署等			
		②表面は滑りにくい仕上げであるか		P24	●	●	●	●
		③段は識別しやすいものか		"	●	●	●	●
	傾斜路 (要綱別表第2エ①ウ) (政令第13条) (条例第16条)	④段はつまずきにくいものか		"	●	●	●	●
		⑤踊場への点状ブロック等の敷設 (段部分の上下端に近接する部分) ※2	○	"	●	-	-	●
		⑤-1 踊場への点状ブロック等の敷設 (段部分の上下端に近接する部分)	○		●	●	●	●
		⑥原則として主な階段を回り階段としていないか		"	●	●	●	●
①手すりを設けているか (勾配1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜部分)			P27	●	●	●	●	
①-1 手すりを設けているか (高さ16cm以下の傾斜部分も必要) (右記の用途に限る)				注1、注5、保健所及び税務署等				
エスカレーター (条例第17条)	②表面は滑りにくい仕上げであるか		P27	●	●	●	●	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか		"	●	●	●	●	
	④踊場への点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上下端に近接する部分) ※3	○	"	●	-	-	●	
便所 (政令第14条) (条例第18条)	④-1 踊場への点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上下端に近接する部分)	○		●	●	●	●	
	⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか		"	●	●	●	●	
	①踏み段の段は認識しやすいものか (階段状のエスカレーターに限る)		P30	●	●	●	●	
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか		"	●	●	●	●	
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか		"	●	●	●	●	
	(要綱別表第2キ②)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		P32	●	●	●	●
		①-1 出入口の幅は80cm以上であるか			●	●	●	●
		①-2 男女とも各便所に1以上の洋風便器を設けているか			●	●	●	●
		①-3 出入口のピクトサイン(点字付・可能な限り音声付)を設けているか			●	●	●	●
		①-4 1以上の洗面器又は手洗い器にレバー式、光感知式等の水栓を設けているか	2-110		●	●	●	●
		①-5 1以上の洗面器又は手洗い器の前面及び両側に手すりを設けているか(右記の用途に限る)			注1、注5、保健所及び税務署、博物館、美術館又は図書館、保育所、児童福祉施設等			
		②ベビーカー及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか (1以上、条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)のものに限る)	○	"	注2	注2	注2	注2
		②-1 出入口付近の乳幼児のいす及びベッドの表示に点字表示があるか(注2の用途に限る)			注2	注2	注2	注2
		③下記④及び⑤の便房を設ける便所		P32	注1、注5、保健所及び税務署等			
		(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障がい者に示す設備を設けているか (音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか) ※4	○	"	●	-	-	●
(2)洗面器又は手洗い器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか (1以上)			"	●	●	●	●	
④車いす使用者用便房を設けているか (1以上)			"	●	●	●	●	
(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか			"	●	●	●	●	
(2)車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか			"	●	●	●	●	
(3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか			"	●	●	●	●	
(4)衣服を掛けるための金具等を設けているか		"	●	●	●	●		
(要綱別表第2キ①イ(イ))	④-1 出入口の幅は85cm以上であるか			●	●	●	●	
(要綱別表第2キ①イ(ウ))	④-2 引き戸(構造上やむを得ない場合外開き戸)であるか		2-110	●	●	●	●	
(要綱別表第2キ①イ(ウ))	④-3 1以上の洗面器又は手洗い器は、車いす使用者が円滑に利用できる空間等を設けているか		2-110	●	●	●	●	
(要綱別表第2キ①イ(カ))	④-4 便座に腰掛けたまま手の届く位置にリモコン式等による大便器洗浄装置及び点字表示があるか			●	●	●	●	
(要綱別表第2キ①イ(キ))	④-5 便座に腰掛けたまま、利用できるペーパーホルダーを設けているか		2-110	●	●	●	●	
(要綱別表第2キ①イ(ケ))	④-6 施錠装置は、容易に操作できる構造、かつ、外側からも合鍵等で開けられる構造であるか			●	●	●	●	
(要綱別表第2キ①イ(コ))	④-7 戸の外側に「使用中」の表示をしているか			●	●	●	●	
(要綱別表第2キ①イ(カ))	④-8 非常用ボタンを設けているか(右記の用途に限る)		2-110	注1、注5、保健所及び税務署等				
(要綱別表第2キ①イ(カ))	④-9 非常用ボタンの点字表示等をしているか(右記の用途に限る)		2-110	注1、注5、保健所及び税務署等				
(要綱別表第2キ①イ(ス))	④-10 出入口付近の車いす対応便房の表示(国際シンボルマーク)に「車いす使用者用トイレ」(点字付)の併記をしているか			●	●	●	●	
(要綱別表第2キ①イ(ケ))	④-11 衣服をかける金具(車いす使用者にも配慮し高低2箇所)を設けているか		2-110	●	●	●	●	
(要綱別表第2キ①イ(ソ))	④-12 洗面器に鏡を設ける場合は、全ての人が利用できるよう配慮しているか		2-110	●	●	●	●	
(要綱別表第2キ③)	④-13 車いす便房の位置は、可能な限り一般便所と一体的に配置しているか			●	●	●	●	
(要綱別表第2キ②カ)	⑤水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上)		P32	●	●	●	●	
	(1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか		"	●	●	●	●	
	(2)衣服を掛けるための金具等を設けているか (ただし、10,000㎡以上の場合は2以上) ※5		"	●	●	●	●	
	(3)長さ1.2m以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか (10,000㎡以上に限る) ※5		"	●	●	●	●	
	(4)水洗器具(オストメイト対応)は温水が利用できるものか (10,000㎡以上に限る) ※5		"	●	●	●	●	
	(5)荷物を置くための棚等を設けているか (10,000㎡以上に限る) ※5		"	●	●	●	●	
	(要綱別表第2キ②カ)	⑤-1 水石入れを設けているか(10,000㎡以上のものに限る)			●	●	●	●
	(要綱別表第2キ②キ)	⑤-2 ペーパーホルダーを設けているか(10,000㎡以上のものに限る)		2-110	●	●	●	●
	(要綱別表第2キ②ク)	⑤-3 汚物入れを設けているか(10,000㎡以上のものに限る)		2-110	●	●	●	●
	(要綱別表第2キ②カ)	⑤-4 出入口付近のオストメイト対応及び大人用介護ベッドの表示に点字表示があるか(10,000㎡以上のものに限る)		2-110	●	●	●	●
	(要綱別表第2キ②カ)	⑥小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)		P32	●	●	●	●
		(1)小便器に手すりを設けているか (1以上)		"	●	●	●	●

【この早見表について】

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する移動等円滑化基準のチェックリストの項目を、その建築物の利用者別に整理した大阪府作成の早見表に、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱で規定する基準の項目を追加したものです。(各項目の詳しい規定等は、条文を参照してください。)

- [A] 不特定多数利用 (例:物販店、病院、老人デイサービスセンター等)
- [B] 多数利用 ※C及びDを除く (例:共同住宅等)
- [C] 主として高齢者、障がい者等が利用 ※Dを除く (例:老人ホーム等)
- [D] 主として視覚障がい者が利用 (例:視覚支援学校等)

- :バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する基準の項目
- :大阪市の要綱で規定する基準の項目
- 解説掲載頁〇〇〇〇:国土交通省建築設計標準R3年3月版の頁
- 解説掲載頁〇〇〇〇:大阪府条例逐条解説R2年8月版の頁

＜国土交通省HP＞国土交通省ホーム＞政策・仕事＞住宅・建築＞建築＞建築物におけるバリアフリーについて
 ＜大阪府HP＞大阪府ホーム＞暮らし・住まい・まちづくり＞建設・まちづくり＞おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり＞大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説

基準	用途	ただし書の有無	解説掲載頁	利用者別			
				不特定多数利用 [A]	多数利用 [B]	主として高齢者、障がい者等が利用 [C]	主として視覚障がい者が利用 [D]
ホテル又は旅館の車いす使用者用客室 (政令第15条) (条例第19条) (要綱別表第2ス①ウ) (要綱別表第2ス①エ) (要綱別表第2ス①カ) (要綱別表第2キ①イ(イ)) (要綱別表第2キ①イ(ウ)) (要綱別表第2キ①ウ) (要綱別表第2キ①イ(カ)) (要綱別表第2キ①イ(キ)) (要綱別表第2キ①イ(ケ)) (要綱別表第2キ①イ(コ)) (要綱別表第2キ①イ(ク)) (要綱別表第2キ①イ(サ)) (要綱別表第2キ①イ(シ)) (要綱別表第2キ①イ(イ)) (要綱別表第2キ①イ(ウ)) (要綱別表第2キ①ウ) (要綱別表第2キ①イ(カ)) (要綱別表第2キ①イ(キ)) (要綱別表第2キ①イ(ケ)) (要綱別表第2キ①イ(コ)) (要綱別表第2キ①イ(ク)) (要綱別表第2キ①イ(サ)) (要綱別表第2キ①イ(シ))	①客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室を客室総数の1%以上設けているか		P44	●	●	●	●
	②車いす使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか		〃	●	●	●	●
	③出入口の戸は引き戸(自動的に開閉する構造の場合を除く)とし、前後に水平部分を設けているか		〃	●	●	●	●
	③-1 車いすでの移動・転回できる空間が確保されているか(ベッド及び出入口周辺、並びに便所、洗面所、浴槽又はシャワーを1の室内に設ける場合)			注3	-	-	-
	③-2 車いす座面と同程度のベッドの高さであるか		2-157	注3	-	-	-
	③-3 壁等からベッドの側の側面までの空間が確保されているか(140cm以上)			注3	-	-	-
	③-4 洗面器は、レバー式又は光感知式水栓及び下部の空間が確保されているか		2-157	注3	-	-	-
	④便所(同じ階に共用の車いす使用者用便所があれば代替可能)		P44				
	(1)便所内に車いす使用者用便所を設けているか		〃	●	●	●	●
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便所を設ける便所も同様)		〃	●	●	●	●
	(3)出入口の戸は引き戸(自動的に開閉する構造の場合を除く)とし、前後に水平部分を設けているか(当該便所を設ける便所も同様)		〃	●	●	●	●
	(4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか		〃	●	●	●	●
	④-1 出入口の幅は85cm以上であるか			注3	-	-	-
	④-2 引き戸(構造上やむを得ない場合外開き戸)であるか		2-110	注3	-	-	-
	④-3 1以上の洗面器又は手洗い器は、車いす使用者が円滑に利用できる空間等が確保されているか		2-110	注3	-	-	-
	④-4 大便器洗浄装置の点字表示等があるか			注3	-	-	-
	④-5 便座に腰掛けたまま、利用できるペーパーホルダーを設けているか		2-110	注3	-	-	-
	④-6 施設装置は、車いす使用者の閉じ込めを防止するため、容易に操作できる構造、かつ、外側からも合鍵等で開けられる構造であるか			注3	-	-	-
	④-7 戸の外側に「使用中」の表示があるか			注3	-	-	-
	④-8 非常用ボタンを設けているか		2-110	注3	-	-	-
④-9 非常用ボタンの点字表示等があるか		2-110	注3	-	-	-	
④-10 鏡を設ける場合は、全ての人が利用できるよう配慮しているか		2-110	注3	-	-	-	
⑤浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)		P44					
(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		〃	●	●	●	●	
(2)車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか		〃	●	●	●	●	
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		〃	●	●	●	●	
(4)出入口の戸は引き戸(自動的に開閉する構造の場合を除く)とし、前後に水平部分を設けているか		〃	●	●	●	●	
ホテル又は旅館の一般客室 (条例第20、21条)	U D ル ー ム I 基 準	一般客室の床面積18㎡(2以上のベッドを置く場合は22㎡)未満の場合		P48			
		⑥道等及び車いす使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか(傾斜路及びエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)		〃	●	●	●
		⑦上記⑥は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		〃	●	●	●
		⑧一般客室の出入口の幅は80cm以上であるか		〃	●	●	●
		⑨一般客室内に階段・段が設けられていないか(傾斜路を併設又は浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合は除く) ※6		〇	〃	●	●
	U D ル ー ム II 基 準	⑩一般客室の出入口からベッドまでの経路の幅は80cm以上であるか(一般客室の床面積15㎡(2以上のベッドを置く場合は19㎡)以上に限る)		〃	●	●	●
		⑪便所及び浴室等の出入口の幅は70cm以上であるか		〃	●	●	●
		⑫一般客室の出入口から便所及び浴室等までの経路の幅は80cm以上であるか(一般客室の床面積15㎡(2以上のベッドを置く場合は19㎡)以上に限る)		〃	●	●	●
		⑬一般客室の床面積18㎡(2以上のベッドを置く場合は22㎡)以上の場合		〃			
		⑬道等及び車いす使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか(傾斜路及びエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)		〃	●	●	●
⑭上記⑬は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		〃	●	●	●		
⑮一般客室の出入口の幅は80cm以上であるか		〃	●	●	●		
⑯一般客室内に階段・段が設けられていないか(傾斜路を併設又は浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合は除く) ※6		〇	〃	●	●		
⑰一般客室の出入口からベッドの長辺側までの経路の幅は80cm以上であるか		〃	●	●	●		
⑱便所及び浴室等の出入口の幅は75cm以上であるか		〃	●	●	●		
⑲一般客室の出入口から便所及び浴室等までの経路の幅は80cm以上であるか(当該便所及び浴室に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は100cm以上であるか)		〃	●	●	●		
⑳便所及び浴室等において、車いす使用者が、車いすを用いて便座、洗面台及び浴槽等に寄り付くことができる空間を確保しているか		〃	●	●	●		
㉑一般客室内に車いす使用者が車いすを転回することができる空間を確保しているか		〃	●	●	●		
敷地内の通路 (政令第16条) (条例第22条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		P57	●	●	●	●
	②段がある部分		〃				
	(1)手すりを設けているか		〃	●	●	●	●
	(2)識別しやすいものか		〃	●	●	●	●
	(3)つまずきにくいものか		〃	●	●	●	●
	③傾斜路		〃				
	(1)手すりを設けているか(勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ1/20を超える傾斜部分)		〃	●	●	●	●
(2)前後の通路と識別しやすいものか		〃	●	●	●	●	
(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか		〃	●	●	●	●	
駐車場 (政令第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)		P59	●	●	●	●
	(1)幅は350cm以上であるか		〃	●	●	●	●
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか		〃	●	●	●	●
	①-1 車いす専用駐車施設を設けているか(1台以上(一般公共用に供する台数が20台以上の場合))			●	●	●	●
	①-2 床面又は地面が水平であるか			●	●	●	●
	①-3 国際シンボルマーク(専用部分については、「専用」を併記)を床面及び立面に表示しているか		2-57	●	●	●	●
①-4 必要に応じ、進入路から駐車スペースまでの案内標識を設けているか		2-57	●	●	●	●	
浴室等 (条例第23条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		P61	●	●	●	●
	②車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)		〃	●	●	●	●
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		〃	●	●	●	●
	(2)車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか		〃	●	●	●	●
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか		〃	●	●	●	●
(3)-1 1以上のシャワー用区画及び脱衣室の出入口幅は85cm以上であるか			●	●	●	●	
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		P61	●	●	●	●	
②-1 シャワーチェアを設けているか		2-192	●	●	●	●	
②-2 脱衣室内のベンチ及び棚を設けているか		2-192	●	●	●	●	

【この早見表について】

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する移動等円滑化基準のチェックリストの項目を、その建築物の利用者別に整理した大阪府作成の早見表に、大阪市ひとやさしいまちづくり整備要綱で規定する基準の項目を追加したものです。(各項目の詳しい規定等は、条文を参照してください。)

- 【A】 不特定多数利用 (例:物販店、病院、老人デイサービスセンター等)
- 【B】 多数利用 ※C及びDを除く (例:共同住宅等)
- 【C】 主として高齢者、障がい者等が利用 ※Dを除く (例:老人ホーム等)
- 【D】 主として視覚障がい者が利用 (例:視覚支援学校等)

- :バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する基準の項目
- :大阪市の要綱で規定する基準の項目
- 解説掲載頁〇-〇〇:国土交通省建築設計標準R3年3月版の頁
- 解説掲載頁〇〇〇:大阪府条例逐条解説R2年8月版の頁

＜国土交通省HP＞国土交通省ホームページ＞政策・仕事＞住宅・建築＞建築＞建築物におけるバリアフリーについて
 ＜大阪府HP＞大阪府ホームページ＞暮らし・住まい・まちづくり＞建設・まちづくり＞おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり＞大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説

基準	用途	ただし書の有無	解説掲載頁	不特定多数利用	多数利用	主として高齢者、障がい者等が利用		
				【A】	【B】	【C】	主として視覚障がい者が利用【D】	
一般基準	車いす客席 (要綱別表第2シ①オ) (要綱別表第2シ②) (要綱別表第2シ①イ) (要綱別表第2シ①ウ)	①客席数は100席以下は1、100席を超え400席以下は2、400席超えは2+(席数-400席)/200であるか			劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂	-	-	-
		②幅85cm以上、奥行き120cm以上であるか			劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂	-	-	-
		③1以上の通路幅は120cm以上であるか			劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂	-	-	-
		④視線を確保しているか		2-192	劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂	-	-	-
		⑤同行者との快適な空間に配慮した柵等を設けているか			劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂	-	-	-
	標識 (政令第19条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識を見やすい位置に設けているか		P89	●	●	●	●
		②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)		〃	●	●	●	●
	案内設備 (政令第20条) (条例第25条) (要綱別表第2ア③) (要綱別表第2ア⑤)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認することができる場合は除く)		P90	●	●	●	●
		②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚障がい者に示す設備を設けているか		〃	●	●	●	●
		②-1 インターホン(視覚障がい者が円滑に利用できるもの)を設けているか			●	●	●	●
	②-2 触地図とすべての人に配慮した案内板(官公庁舎は受付を設けても設置)を設けているか(右記の用途に限る)						注5.保健所及び税務署等	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)		P90	●	●	●	●	
	(1)案内所は車いす使用者が利用することができるものとしているか		〃	●	●	●	●	
防火戸 (要綱別表第2セ①)	くぐり戸付きの防火戸は、くぐり戸の幅は80cm以上であるか			●	●	●	●	
避難口誘導灯 (要綱別表第2ツ①)	点滅機能及び音声誘導機能付の避難口誘導灯を設けているか(共同住宅、寄宿舎、駐車場除く)		〇	●	●	●	●	
記載台・受付カウンター (要綱別表第2ア①ア) (要綱別表第2ア①イ) (要綱別表第2ア①イ)	2以上の者が利用する記載台又は受付カウンターを設置している場合							
	①横幅は80cm以上であるか			●	●	●	●	
	②高さは75cm程度であるか			●	●	●	●	
公衆電話 (要綱別表第2ア①イ) (要綱別表第2ア①イ)	2以上の者が利用する記載台又は受付カウンターを設置している場合							
	①点字表示及び音量調節機能があるか			●	●	●	●	
	②1以上の電話台は、車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間が確保されているか			●	●	●	●	
現金自動預払機等 (要綱別表第2ア①イ) (要綱別表第2ア①ア) (要綱別表第2ア①ア)	③電話ボックス内に前行の電話台を設置する場合に車いす使用者へ配慮しているか			●	●	●	●	
	2以上の現金預払機等を設置している場合							
	①車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間が確保されているか			●	●	●	●	
	②視覚障がい者に配慮した押し込みボタンであるか			●	●	●	●	
	③視覚障がい者に配慮した点字及び音声による使用方法の案内があるか			●	●	●	●	
	④視覚障がい者に配慮した現金自動預払機等までの線状・点状ブロックを敷設しているか(現金自動預払機等までの音声誘導、又は建築物の案内設備の触知図に位置を示す場合はこの限りでない)		〇	●	●	●	●	
経路上 (政令第18条 第2項第1)	①階段・段が設けられていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)		P67	●	●	●	●	
	出入口 (政令第18条 第2項第2号) (要綱別表第2ア①ア) (要綱別表第2ア②ア) (要綱別表第2ア②イ) (要綱別表第2ア②ウ)	①幅は80cm以上であるか		P68	●	●	●	●
		②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		〃	●	●	●	●
		②-1 避難階の主たる出入口の有効幅は90cm以上であるか(床面積の合計が500㎡以下の場合80cm以上)			●	●	●	●
		②-2 可能な限り自動開閉式ドアであるか(右記の用途に限る)						注1(病院・診療所除く)、注5.保健所及び税務署等
	②-3 前後に車いすが転回できる空間が確保されているか(右記の用途に限る)						注1(病院・診療所除く)、注6.保健所及び税務署等	
	②-4 誘導鈴又は音声誘導装置があるか(右記の用途に限る)		2-44 2-266				注1(病院・診療所除く)、注7.保健所及び税務署等	
	②-5 国際シンボルマークの表示を設けているか(色は、濃いブルーと白、又は黒と白、大きさは、10cm角以上から45cm角以下が望ましい)			●	●	●	●	
廊下等 (政令第18条 第2項第3号) (条例第24条 第1項第1号) (要綱別表第2ク②エ、⑤カ)	①幅は120cm以上であるか		P71	●	●	●	●	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		〃	●	●	●	●	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		〃	●	●	●	●	
	④授乳及びおむつ交換のできる場所を設け、その付近にその旨の表示をしているか(1以上。条例第24条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限り)		〇	〃	注4	注4	注4	注4
傾斜路 (政令第18条 第2項第4号) (要綱別表第2エ①イ)	④-1 出入口付近の授乳場所である旨の標示及び点字表示があるか(注4の用途に限る)			注4	注4	注4	注4	
	①幅は階段に代わる場合は120cm以上、階段に併設する場合は90cm以上であるか		P73	●	●	●	●	
	②勾配は1/12を超えていないか(高さ16cm以下の場合1/8を超えていないか)		〃	●	●	●	●	
エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条 第2項第5号) (条例第24条 第1項第2号)	②-1 勾配は1/12(高低差が10cm未満の場合は1/8)以下であるか			●	●	●	●	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏場を設けているか		P73	●	●	●	●	
	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか		P75	●	●	●	●	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか		〃	●	●	●	●	
	③かご及び昇降路の出入口に利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか		〃	●	●	●	●	
	④かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、かごの外部から内部を見ることができる設備を設けているか		〃	●	●	●	●	
	⑤かごの奥行きは135cm以上であるか		〃	●	●	●	●	
	⑥かご内に鏡を設けているか(かごの出入口が複数あるエレベーターで、開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く)		〇	〃	●	●	●	
	⑦かご内の左右両側に手すりを設けているか		〃	●	●	●	●	
	⑧かご内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けているか		〃	●	●	●	●	
	⑨乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか		〃	●	●	●	●	
	⑩かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか		〃	●	●	●	●	
	(1)かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか		〃	●	●	●	●	
	(2)呼びボタン付のインターホンを設けているか(かご内の制御装置のうち、1以上)		〃	●	●	●	●	
	⑩-1 かご内の左右両面に車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		〃	●	●	●	●	
	⑪かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		〃	●	●	●	●	
	⑫乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか		〃	●	●	●	●	
⑬不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合		〃						
(1)かごの幅は、140cm以上であるか		〃	●	-	-	-		
(2)かごは車いすが転回できる形状か		〃	●	-	-	-		
(3)車いす使用者が利用しやすい制御装置をかご内の左右両面に設けているか(2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面)		〃	●	-	-	-		
⑭不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ※7		〃						
(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		〇	〃	●	-	-	●	
(2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか		〇	〃	●	-	-	●	
(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		〇	〃	●	-	-	●	
(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか		〇	〃	●	-	-	●	
(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロックを敷設しているか		〇	〃	●	-	-	●	

【この早見表について】

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する移動等円滑化基準のチェックリストの項目を、その建築物の利用者別に整理した大阪府作成の早見表に、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱で規定する基準の項目を追加したものです。(各項目の詳しい規定等は、条文を参照してください。)

- 【A】 不特定多数利用 (例:物販店、病院、老人デイサービスセンター等)
- 【B】 多数利用 ※C及びDを除く (例:共同住宅等)
- 【C】 主として高齢者、障がい者等が利用 ※Dを除く (例:老人ホーム等)
- 【D】 主として視覚障がい者が利用 (例:視覚支援学校等)

- :バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する基準の項目
- :大阪市の要綱で規定する基準の項目
- 解説掲載頁〇-〇〇:国土交通省建築設計標準R3年3月版の頁
- 解説掲載頁P〇〇:大阪府条例逐条解説R2年8月版の頁

<国土交通省HP>国土交通省ホームページ >> 政策・仕事 >> 住宅・建築 >> 建築 >> 建築物におけるバリアフリーについて
 <大阪府HP>大阪府ホームページ >> 暮らし・住まい・まちづくり >> 建設・まちづくり >> おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり >> 大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説

基準	用途	ただし書の有無	解説掲載頁	不特定多数利用	多数利用	主として高齢者、障がい者等が利用	
				(A)	(B)	(C)	主として視覚障がい者が利用 (D)
(要綱別表第2オ①イ(ア))	⑮-1 かがの開口は、140cm以上であるか(共同住宅を除く)			●	●	●	●
(要綱別表第2オ①イ(ア))	⑮-2 かがの開口は、160cm以上であるか(共同住宅を除く、5,000㎡以上のものに限る)			●	●	●	●
(要綱別表第2オ①イ(ア))	⑮-3 群管理等に対する整備をしているか(他のエレベーターのかが内も視覚障がい者に配慮、又は点状ブロックのある一般乗場ボタンを押した場合、福祉エレベーターが必ず到着すること)(視覚障がい者の単独での利用が想定されない、誘導する者が常駐する及び利用上支障がない場合は、この限りでない。)	○		●	●	●	●
(要綱別表第2イ⑤ア)	⑮-4 昇降機出入口付近の国際シンボルマークの表示の色は、濃いブルーと白、又は黒と白であるか(大きさは10cm角以上から45cm角以下が望ましい)		2-94	●	●	●	●
特殊な構造又は使用形態のエレベーター その他の昇降機 (政令第18条第2項第6号)	①エレベーターの場合		P84				
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか		〃	●	●	●	●
	(2)かがの幅は70cm以上であるか		〃	●	●	●	●
	(3)かがの奥行きは120cm以上であるか		〃	●	●	●	●
	(4)かがの幅及び奥行きは十分であるか(車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合)		〃	●	●	●	●
	②エスカレーターの場合		〃				
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		〃	●	●	●	●	
敷地内の通路 (政令第18条第2項第7号) (条例第24条第1項第3号)	①幅は120cm以上であるか		P86	●	●	●	●
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		〃	●	●	●	●
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		〃	●	●	●	●
	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとしているか		〃	●	●	●	●
	⑤傾斜路		〃				
	(1)幅は段に代わる場合は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上であるか		〃	●	●	●	●
(2)勾配は1/12を超えていないか(高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか)		〃	●	●	●	●	
(要綱別表第2コ①)	(2)-1 勾配は1/12(高低差が10cm未満の場合は1/8)以下であるか			●	●	●	●
(政令第18条第3項)	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20を超える場合に限る)		P86	●	●	●	●
(政令第18条第3項)	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		〃	●	●	●	●
案内設備までの経路 (政令第21条) (条例第26条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く) ※8	○	P93	●	-	-	●
	①-1 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く)	○		●	●	●	●
	②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	○	P93	●	-	-	●
	②-1 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか			●	●	●	●
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※9	○	P93	●	-	-	●
	③-1 段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか			●	●	●	●
(要綱別表第2イ⑧、コ②、③、④)	③-2 案内設備までの経路に段が設けられていないか			●	●	●	●
	④経路上に設ける段を回り段としていないか		P93	●	-	-	●

- ※1 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第3条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第4条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第5条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第7条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※5 共同住宅、寄宿舎においては、床面積が200㎡以上の集会室のあるものに限る。(条例第18条第5項)
- ※6 以下の場合を除く(条例第21条第1項第1号)
 - ・同一客室内に複数の階がある場合、当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
 - ・勾配が1/12を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
 - ・浴室等の内側に防水に必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分
- ※7 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※8 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- ※9 告示(規則)で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第8条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

注1	下記の用途に限り適用 ・病院又は診療所 ・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)
注2及び注4	下記の用途に限り適用 ・病院又は診療所 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・展示場 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・博物館、美術館又は図書館 ・飲食店 ・理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・公衆便所(注2のみ)
注3	ホテル又は旅館にのみ適用
注5	次に掲げる者の事務の用に供する建築物 ・国立大学法人 ・独立行政法人国立高等専門学校機構 ・独立行政法人国立病院機構 ・独立行政法人水資源機構 ・独立行政法人都市再生機構 ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・大阪府道路公社及び大阪府住宅供給公社 ・大阪市住宅供給公社